

公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団コンプライアンス規程

(平成 26 年 規程第 2 号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団（以下「事業団」という。）における職員等のコンプライアンスに関する意識の向上を図るとともに、コンプライアンスを円滑かつ効果的に実施するための組織体制及び運営方法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 事業団又は職員等が、事業団の業務遂行において法令等（関連する武蔵野市の条例、規則、通知、事業団諸規程、基準、要綱等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。
- (2) 職員等 役員、職員、嘱託職員及び臨時職員をいう。

第2章 職員等の義務

(職員等の義務)

第3条 職員等は、事業団の目的と社会的責任を自覚するとともに、常にコンプライアンスを遵守し、公正な業務遂行に努めなければならない。

2 職員等は、事業団の業務内容について、社会に対する説明責任を有することを認識し、適切な情報開示等により、社会的信頼の確保に努めなければならない。

(禁止事項)

第4条 職員等は、業務の遂行にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自らコンプライアンスに違反すること。
- (2) 他の職員等に対して、コンプライアンスに違反する行為を指示すること。
- (3) 他の職員等に対して、コンプライアンスに違反する行為を教唆すること。
- (4) 他の職員等のコンプライアンスに違反する行為を黙認すること。

(拒否、適切な措置)

第5条 職員等は、他の職員等、取引先、顧客等からコンプライアンスに違反する行為を持ちかけられたときはこれを拒否しなければならない。

(免責の制限)

第6条 職員等は、次に掲げることを理由として、自らが行ったコンプライアンスに違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) コンプライアンスについて正しい知識がなかったこと。
- (2) コンプライアンスに違反しようとする意思がなかったこと。
- (3) 他の職員等の指示・教唆により行ったこと。
- (4) 事業団の利益を図る目的で行ったこと。

第3章 コンプライアンス組織体制

(組織)

第7条 事業団のコンプライアンスに係る組織として次に掲げるものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス事務局

(コンプライアンス担当理事)

第8条 コンプライアンス担当理事(以下「担当理事」という。)は、理事の中から理事長が任命する。

2 担当理事は、コンプライアンス全般に係る以下の事項を所管する。また、必要に応じ、理事会に対し、事業団のコンプライアンスの状況について報告するものとする。

- (1) コンプライアンスに関する施策の立案及び実施
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会の構成)

第9条 コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の委員は、委員長であるコンプライアンス担当理事のほか、事務局長、部長、課長(センター長含む。)とする。また、委員長は、特に必要があると認めるときには、他の職員等の中から指名することができるものとする。

(委員会の所管)

第10条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンスに係る取組の推進に関すること。
- (2) コンプライアンス違反事例についての分析・検討及び再発防止策の策定に関すること。
- (3) コンプライアンス違反事例又は違反のおそれのある事案に関する職員等への情報提供に関すること。
- (4) コンプライアンスに関する教育・研修計画の策定及び実施に関すること。
- (5) コンプライアンスに係る施策の策定、体制の構築に関すること。
- (6) その他コンプライアンスの推進について必要な事項に関すること。

(委員会の開催)

第11条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 理事会は、必要に応じて委員会の招集を求めることができる。

(コンプライアンス事務局)

第12条 本部事務局管理課管理係をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス事務局は、次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに係る取り組みの計画及び立案
- (2) コンプライアンスに関する教育・研修の計画の策定及び実施の立案
- (3) コンプライアンス施策の進捗状況及びその他のコンプライアンスに係る事項についての担当理事並びに委員会への報告

第4章 通報

(通報の義務)

第13条 職員等は、他の職員等や特定の部門がコンプライアンスに違反する行為を行っていることを知ったとき、又は適切な措置をとらないためにコンプライアンスに違反する事態を招くおそれが生じたときは、速やかに通報しなければならない。

(窓口・方法)

第14条 通報・相談の窓口は委員会とする。

2 通報は実名による電子メール、電話、書面、面談等を原則とする。ただし、通報に係る事実の存在を示す客観的な資料を提出して通報を行う場合は、匿名によることができる。

(調査・報告)

第 15 条 通報された事項に関する事実関係の調査は、委員会が選任した者が行う。調査した結果は理事会に報告する。

(措置)

第 16 条 調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、事業団は速やかに是正措置及び再発防止措置を講ずるものとする。

(通報者・相談者の保護)

第 17 条 事業団は、通報者・相談者が通報又は相談したことを理由として、通報者・相談者に対していかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 事業団は、通報者・相談者が通報又は相談したことを理由として、通報者、相談者の業務環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、職員等は通報者・相談者に対して不利益取扱いや嫌がらせなどを行ってはならない。

(個人情報の保護)

第 18 条 事業団及び本規程に定める業務に携わるものは、通報された内容及び調査で得られた個人に関する情報を開示・漏洩してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(処分)

第 19 条 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 17 条及び第 18 条の規定に違反した者は、就業規則などにに基づき処分等を行う。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。